平成２５年（フ）第９０２号
横浜市戸塚区名瀬町1795番地　フェニックス渡辺101号
債務者　氣仙有利子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０８号
横浜市都筑区すみれが丘15番地１　プリティー80―305
債務者　榊原　　実
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０９号
横浜市都筑区すみれが丘15番地１　プリティー80―305
債務者　榊原宇多子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１１号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地４街区４棟305号
債務者　加藤　照明
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７号
栃木県真岡市上高間木２丁目３番地５　上野住宅G号棟
債務者　羽鳥　満明
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３２号
栃木県真岡市亀山１丁目14番地17
債務者　小泉　達也
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３３号
栃木県真岡市亀山１丁目14番地17
債務者　小泉　榮子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３４号
栃木県真岡市田町1302番地３　プチフルールC204号
債務者　廣田　徳臣
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３６号
栃木県宇都宮市大曽２丁目８番10号、前住所栃木県宇都宮市駒生町1236番地４　ユーハウス205号室
債務者　郷間　健太（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３７号
栃木県鹿沼市栄町３丁目34番地９　グランデールサカエ201、前住所栃木県宇都宮市西川田町929番地６　エルディム細内B201
債務者　浅川　博功（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５４号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝858番地27　オレンジハウス316号、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉滝858番地27　アップルハウス206号
債務者　佐藤　友幸
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５６号
栃木県矢板市石関1125番地67　コリーナ矢板A―146
債務者　飯高むつ子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８３０号
神奈川県藤沢市羽鳥２丁目６番17号　アクセス羽鳥205号
債務者　中島　博行
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０４号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区５棟502号
債務者　佐渡さくら
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１号
岡山市南区万倍121番地６市営住宅11―604
債務者　花岡美代子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部